

市町村における災害復旧事業の円滑な実施のための ガイドライン検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 大規模災害においても市町村が災害発生から復旧まで迅速かつ円滑に災害対応を行うことができるよう、支援方策のあり方を検討するとともに、既存の支援方策・取組、好事例を分かりやすく示したガイドラインを作成することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には委員長をおき、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 委員長は、検討会の議事を整理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は原則として公開で開催する。

5 検討会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。

ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会における議事要旨については、検討会後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局防災課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和3年12月17日から施行する。